

新宿区教育委員会会議録

平成20年第7回定例会

平成20年7月4日

新宿区教育委員会

平成20年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年7月4日(金)

開会 午後 2時04分

閉会 午後 3時37分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 木 島 富士雄

委員長職務代理者 白 井 裕 子

委 員 羽 原 清 雅

委 員 熊 谷 洋 一

教 育 長 金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡 部 優 子

中央図書館長 小 柳 俊 彦

教育政策課長 濱 田 幸 二

教育指導課長 上 原 一 夫

学校運営課長 菅 波 健

副 参 事 齊 藤 正 之

教育施設課長 本 間 正 己

副 参 事 遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志

教 育 政 策 課 安 川 正 紀
管 理 係 主 査

教育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

議事日程

議案

- 日程第1 議案第58号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第59号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正
- 日程第3 議案第60号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正
- 日程第4 議案第61号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第62号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

協議

- 1 平成21年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する一般図書の採択について（教育指導課長）

報告

- 1 平成20年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 女神湖高原学園指定管理者の平成19年度管理運営業務に係る事業評価について（教育政策課長）
- 3 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について（教育指導課長）
- 4 新宿区立学校における個人情報の紛失について（教育指導課長）
- 5 平成21年度新1年生受入可能教室数について（学校運営課長）
- 6 区有施設の天窗（トップライト）設置状況調査について（教育施設課長）
- 7 新宿西戸山中学校実施設計について（教育施設課長）
- 8 図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入について（中央図書館長）
- 9 地域館3館（戸山・北新宿・中町）指定管理者制度の募集について（中央図書館長）
- 10 教育管理職の異動について（教育指導課長）

- 1 1 教科書展示会等について（教育指導課長）
- 1 2 その他

午後 2時04分開会

開 会

木島委員長 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第7回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第58号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

議案第59号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

議案第60号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正

議案第61号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第62号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長 それでは、議事に入ります。

まず、すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第58号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第59号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」、「日程第3 議案第60号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正」、「日程第4 議案第61号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 議案第62号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、58号から60号につきましては改正の趣旨が共通してございますので、そこをまず先に説明をさせていただきます。これの主なる制度の関係にいきますと、育児短時間勤務制度の導入というものが一つの大きな理由になってございます。これは地方公務員の育児休業等に関する法律というものが平成19年、昨年改正されました関係でこの制度が新たに設けられたということでございます。従来はこれについては育児休業、それから部分休業とこの2つの規定は前からございましたが、今回は少子化対策の一環の中で長時間にわたる育児と仕事

の両立を可能にするということを目的に一種のワークライフバランスを実現するという
ことで選択の幅を広げさせていただき、その制度の充実を図るという目的のためにこの育児短
時間勤務制度が導入されたところでございます。これが入ったためにこの3つの関係、規則と
規程の2本については改正の必要があったということでございます。それがまず共通の理由
になってございます。

それでは具体的に58号でございしますが、この58号につきましては教育委員会の権限委任に
関する規則でございします。説明内容については概要とそれから新旧対照表の方を中心に見て
いただきながら説明をさせていただきます。

58号の方を見ていただきますと、この制度の規定との関係で特にこれは第2条の第3項関
係でございしますが、教育委員会が承認権者になってございします。県費負担教職員と幼稚園教
育の職員、これについては承認権者が区の教育委員会に現在なってございしますので、その委
任の権限規定がそこに書いてございしますように、今回新たにこの制度の部分を入れることで
規定の整備をしてございします。第2条の現行の(3)と(4)項のところではございしますが、
これをあわせまして新たに(3)項のところですべて盛り込むような形で整備をさせていた
だいてございします。

提案の理由でございしますが、育児短時間勤務制度の導入に伴い、県費負担教職員及び幼
稚園教育職員に係る育児短時間勤務の承認権限について、教育委員会から教育長に委任する必
要があるためでございします。施行日については公布の日からでございします。

その次でございしますが、議案の59号でございします。教育委員会の事案決定規程でござい
ますが、これもちょっと新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、特に職員の育児短時間
勤務に係る事案の代決、それからここには書いてございせんが、第5条の方の決定関与、
この2つについて同じように現在育児短時間勤務のところはございせんので、その内容を
その改正案のところを見ていただきますと、4条の2項、3項、4項という形で新たに下
線部分のところは追加されているのが主なところではございします。第5条のところについては
括弧書きでその内容について整理をしてございしますので、直接の条文の改正はございせん
が、影響があるということでございします。それから1枚開いていただきますと、別表が
ございまして、別表の第16のところはサービス等の規定がございします。これにつきましても育児
短時間勤務の承認に係る事案の決定権限をおのおの教育長、次長、課長という形で配分して
ございします。その関係で新たにこの制度を追加させていただいたというのが主なる内容で
ございします。

提案理由でございますが、育児短時間勤務制度の導入に伴い、職員の育児短時間勤務に係る事案の決定権限の配分を定めるとともに、同事案の代決、決定関与の特例を定める必要があるためでございます。施行日でございますが、これは令達の日でございます。

続きまして、第60号議案でございます。これについては学校事案の決定規程の関係の一部改正でございます。これにつきましては先ほど申しました同じ理由に基づく部分は概要の後半部分でございますが、別表のところの1と2というところがございますように校長・幼稚園長以下権限について配分してございますので、その中に育児短時間勤務の制度の部分を追加させていただいてございます。

それからもう1つ、この規程の特別な改正のものがもう1つございます。幼稚園のところについては教頭がいるということと、教頭がないところということで幼稚園には二種類の幼稚園がございますけれども、特に教頭のいないところについては、現在この14条で特例規程を設けてございますが、特に今回の改正案を見ていただきますと、教頭に行わせるものとしての審議、その部分について幼稚園長が指定をするものに行う。これは指定するのは主に主任という形になります。ここで出てくる審議ということでございますが、ここについては主管の系列に属する者がその職位との関連において事案について調査及び検討をして、その事案に対する意見を決定権者に表明するというものがこの審議の定義でございまして、第10条の第1項の規定は事案の決定の関与に関する規定でございます。

これの提案理由でございますが、育児短時間勤務制度の導入に伴い、職員の育児短時間勤務に係る事案の決定権限の配分を定めるとともに、教頭の置かれていない幼稚園において教頭に行わせるものとしている審議の特例を定める必要があるためでございまして、施行日については令達の日になってございます。

続きまして、議案の第61号でございます。これにつきましては子ども園の管理運営に関する規則を一部改正するということでございます。これについては昨年でございますが、学校教育法の施行規則の改正がございました。主に子どもの発達にあわせて幼稚園の規定が大学の後になってございましたが、幼稚園が先行したということで条文の入れかわりがございまして、その引用関係でございますが、新旧対照表を見ていただきますと現行の第20条が表簿という形でございまして、これは学校教育法施行規則にある用語をそのまま使っておりますが、その引用規定が現行は15条でございますが、この規定が改定されまして28条ということで引用の条項が変わっているということでございます。

提案理由につきましては、学校教育法施行規則の改正に伴い、引用する条番号を改める必

要があるためでございます。施行日については公布の日でございます。

続きまして、最後の議案第62号でございます。議案第62号につきましては図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。これは前回もお話があったところでございますが、来年度から区立図書館に指定管理者制度を導入するために条例は第2回定例会で成立したところでございますが、その関係で主に規則のところでも所要の改正を今回大幅にしてございまして、その内容でございます。

新旧対照表の方と比較して見ていただきたいと思います。1番目は条例の名前をかえてございますので、それにあわせまして図書館条例の施行規則という形で題名をかえてございます。それから目次そのものについても章立てをやめてございまして、そこをはずしてございます。

それから2つ目のところについては、図書館条例で図書館の資料ということについて、図書館法の定義に則した形で条文を設定している関係から、現在の規則の中の定義の中にその構成要素としての視聴覚機材を除くという形で整理をさせていただき、具体的な内容の変更はございませんが、それにあわせた文言の整理という形になってございます。

3つ目でございますが、これにつきましては区立図書館の特に地域館についてこれから指定管理が入っていく関係で、図書館の処務規程の中に中央図書館長は区立図書館の事務を統括という規定がございますが、これは処務規程の中では指定管理者の館の方には規定が及ばないということもございまして、規則の中に今回明確に「中央図書館の統括の下において」ということで一体的な管理、効率的な運営サービスの向上を図っていくということでございまして、新旧対照表の2ページを見ていただきますと左側にその規定を書かさせていただいてございます。

それから4点目でございますが、4点目につきましては図書館条例の中に規定を盛り込みました事業以下そこに書いてある記載事項について、規則から条例の方に移行しました関係で規則の方からその規定については削除するという内容でございます。

5点目でございますが、個人貸出しを利用する者の要件ということで従来の規定でいいますと10条、それから11条、それから別表の第1でございますが、おのおの規定が分かれて規定がしてございました。これを条文の構成上一本化するという形の中で今回は第5条とそれから別表にということで整理をさせていただいた関係で具体的な内容の変更ということではございません。

次の6点目でございますが、第18条関係でございます。第18条関係につきましては遵守事

項ということでこれについては従来要綱で規定していたものでございましたが、これを規則化したということで騒音を出す等の迷惑行為について、それをしないということでの遵守事項をここに明確化したところでございます。それが第18条になってございます。

それから7点目でございますが、利用の制限について、制限する場合の要件というものが現行の規定ではしっかりと明確になっていないということから、今回は19条でその要件を明確化したということでございます。

それから8点目でございますが、これは新規の規定でございまして、図書館内の喫煙の禁止を定める規定をおいてございます。

それから9点目でございますが、指定管理者を導入するという形の中で21条から28条、そこに記載のとおりの内容でございますが、それから様式が第1号から第4号、この規定を盛り込みまして主に内容としては手続関係が主になってございます。

それから最後に10点目でございますが、8ミリ映画フィルム等そこに書いてある機器の貸出しでございますが、ここ数年ずっと実績がございません。また物自体の損傷もあるということから、これからは貸出しの対象からは削除するというところでございまして、現在の実態はほとんどCD、DVD、カセット関係ということで、これは新旧対照表の後ろから14ページ、15ページのあたりでございますが、特にCD、DVD関係といった新たな情報媒体をもとに貸出しをしてございますので、具体的に利用者の方に対する御不便をかけずに利用が提供できるということからそのような整理をさせていただいたところでございます。施行日につきましては21年の4月1日ということで、また附則の中で準備行為の規定を書いてございまして、指定管理者の指定に関する必要な事項についてはこの規則の施行前においても行うことができるということをおいてございます。理由提案が後になりましたが、提案理由につきましては、新宿区立図書館に指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

木島委員長 説明が終わりました。議案第58号、議案第59号及び議案第60号は、議案の改正理由が同種の内容ですので、一括して討論、質疑及び採決をしたいと思います。いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、議案第58号、議案第59号及び議案第60号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

特にございませんか。これは育児短時間制度というものの採用による制度の改定ということですのでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第58号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「議案第59号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」、「議案第60号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第58号、議案第59号及び議案第60号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号について、御意見、御質問をどうぞ。

〔特にないでの発言〕

木島委員長 よろしいですか、御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第61号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号について、御意見、御質問をどうぞ。

これもよろしいですか、一部改正ということで。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第62号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたします。

協議1 平成21年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する一般図書の採択について

木島委員長 次に、協議に入ります。

それでは、「協議1 平成21年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校

の特別支援学級において使用する一般図書の採択について」を協議いたします。

では、協議 1 の説明を教育指導課長からお願いいたします。

教育指導課長 それでは、お手元の協議 1 の答申の写しというものを早速御覧いただきたい
と思います。

これは 5 月 12 日に平成 21 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択につきまして、審議委員会を設けて審議する
ようにという諮問をいたしました。それに基づきまして審議を行い、7 月 1 日の審議委員会
においてその諮問に対する答申がなされたところでございます。

まず、読み上げさせていただきたいと思います。

答申。本委員会は、平成 20 年 5 月 12 日、貴委員会から諮問を受け、平成 21 年度使用新宿区
立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図
書（文部科学省著作教科書及び一般図書）の採択に際し、採択の対象となる全ての教科書用
図書について、適正かつ厳正に調査審議を行いました。その結果、別紙記載の学校の希望図
書がすべて東京都の「特別支援教育教科書調査研究資料」から選定されており、適正である
と判断したので、ここに答申いたします。平成 20 年 7 月 1 日 教科用図書審議委員会 委員
長 川越秋廣ということでございます。

それでは、次のペーパー、調査資料を御覧いただきたいと思います。この資料は東京都教
育委員会が作成した平成 21 年から 22 年度特別支援教育教科書調査研究資料、今私がここに持
っているものでございますけれども、この白い表紙の調査研究資料、これは東京都が今年度
つくってございます。この資料から書名及び出版社名を一覧にしたものでございます。また、
表中のいずれのページでも結構でございますお開けいただきますと、表中の教科番号を網か
けしているものがございましょうか、この網かけしているものは特別支援学校及び特別支
援学級から採択希望が出された教科用図書でございます。ここにはただいま申し上げました学
校から採択希望があったものに加えて、この東京都の調査研究資料に掲載されているすべて
の一般図書を示してございます。このような形で資料を作成いたしましたのは新宿区におき
ましては、平成 17 年 5 月 23 日に基本審で出された本区の採択要綱に基づき各学校の児童・生
徒一人一人の障害の状況に応じた学校からの採択希望図書に加え、東京都教育委員会が調査
研究した一般図書を一括して採択することを定めていることによるものでございます。

このことによるメリットでございますけれども、大きく 2 つございます。1 つは、児童・
生徒の障害の状況が採択時と配布時期とで場合によっては異なる場合があるため、幅広く採

択することによって児童・生徒に応じた教科書を配布することができるということでございます。2つ目は、新宿区立学校の特別支援学級に今現在いる児童・生徒だけではなく新たに新入学あるいは転入学してきた児童・生徒に対しても障害等の状況に応じた教科書を速やかに配布することが可能であるということでございます。どうぞそのような点を踏まえまして御協議いただければありがたく存じます。

説明は以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

そうしますと、この網かけのところは一応新宿区立の小・中学校で希望があったということで、それは程度とかそれによって自由にかえることができるということですね、この中で。教育指導課長 まさに今現在いらっしゃる児童・生徒さんを対象として考えますと、この教科書が今は適切、まさに今現在においては適切であろうという、まさに学校からの判断のもとでの希望でございます。

木島委員長 ほかに御意見、御質問がなければよろしいでしょうか、これだけの図書の中、審議委員の先生方は十分な審議をされて答申されてくれたわけですから、特に私は意見はありませんけれども、よろしいでしょうか。

特にほかに御意見、御質問がなければ協議1については終了いたします。

以上で、本日の協議は終了いたします。

報告1 平成20年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告2 女神湖高原学園指定管理者の平成19年度管理運営業務に係る事業評価について

報告3 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について

報告4 新宿区立学校における個人情報の紛失について

報告5 平成21年度新1年生受入可能教室数について

報告6 区有施設の天窓（トップライト）設置状況調査について

報告7 新宿西戸山中学校実施設計について

報告8 図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入について

報告9 地域館3館（戸山・北新宿・中町）指定管理者制度の募集について

報告 10 教育管理職の異動について

報告 11 教科書展示会等について

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 11 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

次長 最初に、第 2 回区議会定例会の質問と答弁の要旨について報告させていただきます。お手元の用紙を御覧ください。

まず、最初に新宿区議会無所属クラブでございます。小・中学校教育と多文化共生についてでございますが、日本語サポート指導の成果と今後についてと、もう 1 点が区長部局との連携を効果的に進めるためにはどうしていくのかと、こういう御質問でございます。その答弁でございますけれども、日本の文化や学校生活への円滑な適応支援と日本語の初期指導を行い、今年度より教育センターにおいて日本語の集中指導を行うとともに、NPO との協働で教科の学習支援のための支援員を派遣する取り組みを始めました。

次に、多文化共生プラザやNPO等が実施している事業のチラシやポスターを配布するなど、学校への情報提供を行うとともに、今後も日本語サポート指導の充実に向けた関係者会議を開く等のことをやっていきますということを答弁してございます。

次に、社会新宿区議会議員団でございます。2 ページでございます。公文書館と新中央図書館の整備についてでございます。新中央図書館建設に当たって区民参加することと公文書館の併設を検討すべきではないかという御質問でございます。その答弁でございますけれども、新しい中央図書館のあり方についてワークショップによる区民との協働で検討していくと。公文書館については今後も研究していくということで、この 2 点を答弁してございます。

次に 3 ページでございます。自由民主党新宿区議会議員団でございます。幼児教育についての御質問でございます。幼稚園の 3 歳児希望が多いが、なぜふやさないのかと、そういう御趣旨の御質問でございます。その答弁でございますけれども、地域の幼児教育を共に担うパートナーとして共存共栄を図りつつ、区立幼稚園と私立幼稚園がともに新宿区の 3 歳児保育を行っていますと。次に、区立幼稚園、私立幼稚園が区内全体としては 3 歳児保育の需要を満たしているため、両方で一緒にやっていきますという答えでございます。

その下でございます、学校給食の残菜処理についてでございます。残菜処理施設を学校に設置してはどうかと、そういう御質問でございます。4 ページでございます。その答えでございますけれども、環境学習の面でも重要なことだと考えているのでその取り組みについて

検討していくということで、検討していくことについてのお答えをさせていただきます。

次は、新宿の多文化共生施策についてでございます。外国籍の子どもの支援も大切だが日本人児童の教育水準維持も必要ではないかという御質問でございます。それについて大久保小学校の例を出しながら音楽科等の専科教員や確かな学力推進員を副担任として全学級に配置したり、1学級を3人で授業を行っていたり、こういうことをやりながらすべての子どもたちに対する学力の向上に努めていくということでお答えさせていただきます。

次に5ページでございます。新宿区議会公明党の質問でございます。発達障害児・者支援と障害者施策についての御質問でございます。特別支援学級や通級指導学級の増設あるいはその増設の際につきましては地域バランスに配慮することも必要ではないかという御質問。もう1点が個別指導計画の現状と小学校から中学校、さらにはその後の支援など今後どのようにしていくのかと、この2点の御質問でございます。それに対して答弁でございますが、1点目につきましては、固定学級につきましては小学校はおおむね区内にバランスよく配置されています。一方、通級指導学級につきましては小学校は2校、中学校は1校に設置していますけれども、中学校につきましては地域的なバランスがとれていないということで中学校での通級指導学級の新設については喫緊の課題である。現在の配置設置校とのバランスを配慮しつつ、通学距離等も十分考慮していきますということで答えてございます。次の個別指導計画のことでございますけれども、個別指導計画の有効性には保護者の理解や承諾が欠かせないが、現状はなかなか不十分である。今後は取り扱いの改善について学校を指導していきますというふうに答弁させていただきます。

次は6ページでございます。小児の生活習慣病対策について重要な課題であるからしっかり対応してくださいという御質問でございます。それについて答弁でございますが、肥満度、血圧の測定、血液検査による血糖値やコレステロール値等の正確な情報を把握し、保護者に伝えることは児童・生徒の健康を増進していくために必要であると考えているということで答弁させていただいております。

次が下の方の3番でございます。学校における英語教育と日本語教育について、今後どのように展開していくのかという御質問でございます。7ページでございます。答弁につきましては平成21年度から新学習指導要領の前倒しをしまして全小学校の5・6年生で35時間の英語活動を実施したいと考えています。その最後の方に、今年度は学校に指導員を派遣して個別に日本語指導を行う従来の方法のほかに、これは日本語適応指導でございますけれども、教育センターにおいて日本語の習熟度や母語別のグループ学習等を行う日本語集中指導を始

めました。また、NPOとの協働で教科の学習支援を必要とする子どもに年間を通して放課後、支援員を学校に派遣する等の取り組みも始めたところでありますということで御答弁させていただきます。

次が、図書館の指定管理者制度の導入と今後のあり方についての御質問でございます。これにつきましては8ページで答弁してございます。(2)番でございます。制度の導入によりまして図書館サービスの拡充・向上を図るために、民間事業者やNPO法人等の能力を活用し区民・利用者への満足度の高い図書館運営を行っていきたい。また、地域図書館の特性を踏まえた特色あるサービスとして、例えば戸山図書館では福祉・医療施設が近隣にある地域特性を十分に活かした地域交流や視覚障害者サービスの充実など、指定管理者の積極的な提案を期待しているということでございます。

次は9ページでございます。日本共産党新宿区議団からの質問でございます。諸物価高騰のおり給食費の値上げをせずに現物支給したらどうかと、これは足立区で例がありますが、してはどうかという御質問でございます。それにつきましては給食費の値上げについては今後の物価上昇などの推移を見守りたいと。また、食材費の公費負担や現物支給については考えていないということで御答弁させていただきます。

以下はお読みいただければと思います。以上でございます。

教育政策課長 それでは、私の方から報告の2の方をさせていただきます。

時間の関係もございますので、特に具体的な評価等を中心に説明をさせていただきます。開いて2ページ目の事業評価の目的、それから評価の対象の(1)番の施設概要については記載のとおりでございます。

それから4ページ目でございますが、指定管理者、相手方でございますが、株式会社フードサービスシンワでございます。この年度、19年度は17年度から3カ年目に当たるということで最終の年に当たるということでございます。あわせまして20年度は別の企業がこの女神湖については指定管理者になっているということでございます。それから5ページ目の概要のところ、評価の概要でございます。(1)番の評価者でございますが、この評価委員会につきましては7名の評価委員であらせていただいております。内部の委員が5名ということで事務局の関係者が3名と小学校、中学校から代表で1名ずつ入っております。それから外部委員としましては2名、社会教育委員と小学校のPTA連合会の代表ということでおのこの1名ずつをお願いしてございます。(2)の評価項目、それから(3)の評価の方法については記載のとおりでございます。

もう1枚開けていただきますと、評価の結果ということでここでは全体の概要を書かさせていただいてございます。おのおの評価項目全体で大きいところが5項目、そして総合評価という形をとらせていただいております。評価の基準については4段階ということで一番下のところにAからDまで記載が書いてあるとおりでございます。全体で言いますと、評価について7名の評価の具体的な中身が出てございますが、総合評価、全体としてはBと。昨年度と比べますと少しCがふえている、中にはDもあるということで全体的には若干評価としては個別項目で下がっている項目があるが、全体の評価としては昨年度同様Bというのが実態でございます。

それから7ページ目以降の具体的なところで若干ふれさせていただきます。1番の施設管理に関する事、評価全体としてはBです。観点としてはそこに記載のとおり3点から評価をしてございます。評価の結果のところでございますが、「節電節水等の努力」というところについては、水道の関係について約16%ほどの削減を経営努力したということがございますが、電気、ガス、灯油等、特に灯油はかなり値上げが行われた年でもあるということでなかなか厳しい状況もあり、使用量についても2から5%ほど増加している状況がありますので、改善が必要だという意見があったところです。その他については適正に行われたという評価でございます。

2点目の学校利用者の利用に関するところでございますが、全体的にここもBでございます。観点は3つということで具体的な内容でございますが、体験学習活動支援のところについては音響機器の事前の点検が若干不備があるということからの指摘で、なかなか活動に少し支障を来したという例があったという指摘がございました。食事の関係につきましては料理長が一身上の理由ということでございますが、途中で交代したということもあり、若干の味のばらつきがあったということ。それから発注段階でこれはスキー教室でございますが、少し発注についておやつの部分ですが、数の誤りがあったということで至急に追加はしてございますが、当初発注ミスがあったということもありまして、なかなか学校側からは厳しい意見がみられたところでございます。ただ、それ以外においても、これは学校の代表者でございましたが、全体的には食事は好評だったということもあり、適切な学校の要望についてもしっかりと対応があったということから、いろいろと指摘上問題もある面も一部ございますが、全体としてはBという形になってございます。

3点目の一般利用者の利用に関するところでございますが、ここはCという形になってございます。観点としては4点でございます。結果の内容でございますが、有料利用者の拡大

ということでそこに書いてございますように18年度で2.3%、19年度で3.3%前年度対比で伸びてきているということで、これは堅調に推移はございますが、当初の予定では8%を期待していたところがございますので、そこまで至っていないことは事実ですが、努力のあとは見られたというところはございます。ただし、集客力の向上のためのプランとして18年度は10件、17年度も10件ございましたが、この年度はなかなか経営努力が厳しい、なかなかそれを努力するところに厳しい状況があるということで、年間については4件という形で自主事業が縮小したというところはなかなか厳しい点でございました。それ以外としては食事、サービス提供の部分でございますけれども、アンケートをとっていただいているところについては一定の評価をしているところでございますが、サンプルの数でございますが、8ページ目のところでございますが、13枚ということで昨年度はこれが46枚ございましたので、大体3分の1ということで、なかなかこのアンケートの収集の仕方についての工夫が必要だったのではないかとというふうな指摘を受けているところでございます。

4点目については収支状況に関することということで評価はCということですが、管理運営について具体的に適正な財政状況を保ったかどうかという観点でございますが、19年度については最終ということで20年度指定管理者になれなかったというところから退職者が発生しているということから引当金から支払いをしていることがあったりとか、先ほど申しましたように光熱水費もそうでしたが、灯油の関係も含めてなかなか高騰が見られたというところでもかなり厳しい経営状況があったということがございます。その中でも一定の水道料の縮減努力はございますけれども、全体的にはまだまだ経営努力の修正があったのではないかとということも含めまして、経営姿勢に弱かった面があるということからここはCという評価で、さらなる企業努力を望むという形の評価になってございます。

5点目の従業員に関するところはBということで、2つの観点からの指摘をいただいております。緊急時対応ということでそこに書いてございますように夜間の宿直体制1名で大丈夫かということでございますが、そこに書いてあるような指摘がありまして、また対応マニュアルをしっかりとつくって対応もしてございましたので適切な対応だったという判断になってございます。接客態度については先ほどのアンケートでも数は少ないながらも高い評価がございましたので、これについては評価が高かったというところでございます。

全体の総合評価でございますが、ここについては昨年度同様Bという形になってございます。最終年度でなかなか厳しい局面もあったということでございますけれども、おおむね適正に管理されたということでございます。学校利用のところで特に厳しい指摘もございませ

たが、今後そこでいただいた指摘については新たな業者に対して区としての要望を言っていきたいと思います。一般利用についても同様な形でございます。それから区としまして、一番下のところでございますが、そこに記載のとおりいろいろ御指摘を委員の方からもいただいておりますので、今後も学校利用、区民利用ともにその事業の実現を含めて努力をしていきたいというふうに思っております。

それから最後のところは9ページのところですが、その9ページと10ページがちょっと文章が逆になってございます、大変恐縮です。9ページのところは集計表をつけてございます。最後の10ページのところは申しわけございません、2つ同じものが入っておりますのでこちらは省かせていただきます、申しわけございません。

以上でございます。

教育指導課長 私からは3番と4番について御報告申し上げます。

まず、3番でございます。児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の運用状況の報告でございます。今年度も2件、警察から学校に情報提供があったというものがございましたので御報告申し上げます。報告3を御覧いただきたいと思います。大変恐縮ですが、ホチキスどめの下のペーパーの方から先に御覧いただきたく存じます。本人外収集が行われたのは今年度5月28日でございます。これはどのような件かと申しますと、区立中学校の3年生女子でございます。当該生徒はこれまでも家出とか深夜徘徊等問題行動のある生徒でございまして、警察でもぐ犯少年としての認知をしていたところでございます。保護者からも警察に当該生徒の非行についてたびたび相談がございまして、保護者の了解の上で児童相談所への送致をするということを決めていたわけでございます。5月28日、水曜日、午前1時ごろ、当該生徒が自宅に戻ったときに保護者が子どもを連れて警察に行き、児童相談所へ送致をしたというものでございます。それでこのペーパーを御覧いただきまして、本人外収集を行った理由としては、ぐ犯少年の事案ということでございまして、裏面を御覧いただきますとその理由がガイドラインに基づいて載せてございますけれども、(1)のイでございます。ぐ犯少年の事案で括弧の例ところで、児童相談所に通告をしたという、そんな事案であるということでございます。

続きまして上のペーパーを御覧いただきたいと思います。もう1件、6月27日にございました。これはどういう事案であったかと申しますと、同日夕方5時ごろ、早稲田松竹の屋根にのぼって遊んでいる者がいるということで、近所の住民からの通報がございまして戸塚警察が直行いたしまして補導をしてございます。その者がナイフを所持していたということで

銃刀法違反によって犯罪少年の任意捜査により検察官に送致される予定であると、そんなような事案であるということで警察から学校に連絡が入ったというものでございます。なお、この事案でございますけれども、その後学校の方でもこの生徒について指導を行っておりますけれども、その指導の過程の中で当日実際にはこの本人だけではなく他に5名、合計6名で早稲田松竹の屋根にのぼって遊んでいたということがわかってございます。

しかしながら実際には建造物侵入には当りますけれども、松竹側では被害届けは出さなかったということで警察の方では厳重注意ということでその日のうちに保護者を呼びまして、本人及び保護者に対して指導を行った後、生徒を保護者に引き渡しているという、そのようなこともあったということはわかってございます。ということで、他の5名につきましては始末書処分ということでありましたので、今回の連絡制度という形では連絡はなかったということでございます。

そこで裏面を御覧いただきますと、今回につきましては(1)の のアでございます。犯罪少年の任意捜査により家庭裁判所または検察官に送致された、まだ実際にはこれから送致をされるということでございますけれども、事案ということで案に相当するといったことでの連絡があったということでございます。

続きまして4、新宿区立学校における個人情報の紛失について御報告申し上げます。これにつきましては平成20年6月6日、金曜日、区立学校の教職員が帰宅途中に自校の子ども25名分及び教職員41名分の氏名、そして平成20年1月、2月、5月の給食費、PTA会費及び親睦会費の納入すべき金額、これは納入した金額ではなく一定金額、一律の金額でございます、が入ったUSBを紛失したことが判明したというものでございます。周辺地域を探すとともに警察に遺失届けを提出いたしまして、引き続き発見に努めているところでございますけれども、今現在においても見つからないといったところでございます。これにつきましては6日の段階では本人も帰宅途中なのか場合によっては学校に置き忘れたのかということで探しており、学校への報告が遅くなりましたけれども、翌月曜日、9日朝の段階で副校長に報告をしてございます。そしてその段階で私どもの方に報告がきまして、昼には校長そして当該教職員、職員の方で教育委員会の方にまいりまして事情を説明してございます。そして同日中に学校の方では保護者あてに紛失をしたというそんな旨の謝罪の文書を発出してございます。

一方、私どもでございますけれども、まさに例月の校・園長会等々を通しまして常に個人情報の流失については厳重に注意をするようにということで事故防止の指導にあたってきた

ところでございます。また、ちょうど6月に校・園長会がない関係もございまして、5月の校・園長会のおりには7月は事故防止月間とすること、1カ月間を事故防止月間とすることとしてその具体的な内容として個人情報の流失防止ということを、まさにうたっていたところでございます。しかしながらこのようなことがあったということで同日6月9日、早速全幼稚園、子ども園そして小中、特別支援学校あてに「個人情報の紛失事故等の防止について」ということで事故防止を喚起したところでございます。今後でございますけれども、まさに個人情報の管理、そして取り扱い体制の再点検を各学校、園において図らせるとともに流失防止、そして再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

学校運営課長 報告の5番、平成21年度新一年生受入れ可能教室について御報告をさせていただきます。網かけしてございます平成21年度新一年生受入れ可能教室数について増減のある学校のみ御報告をさせていただきます。

初めに、市谷小学校でございます。昨年度は3学級の募集をしてございますけれども、今年度は2学級の募集とさせていただきます。これにつきましては昨年度は通学域内の生徒数が91名おりましたけれども、今年度につきましては66名ということで25名減っているという事情がございまして、こういった形をとらせていただきます。それから落合第三小学校ですけれども、こちらにつきましては昨年度は2学級であったところを今年度は3学級募集をさせていただきます。これは受入れ上限普通教室数15ございまして、現在の6年生が3学級あるということで3学級空きますので、そのそのまま新一年生の枠にさせていただきたいというふうに考えてございます。小学校におきまして増減がありますのはこの2校でございます。合計のクラス数62というのは変更はございません。

続きまして中学校でございます。中学校につきましては牛込第一中学校で受入れ可能教室数をマイナス1とさせていただいてございます。これにつきましては牛込第一中学校がこの間3年ほど新一年生90名台ということで4学級にふえるという可能性が低いということと、この教室を少人数学級に使用したいという学校の意向がございまして、こういった形をとらせていただいたところでございます。

以上でございます。

教育施設課長 私からは報告6、まず区有施設の天窗（トップライト）の設置状況調査について御報告いたします。この資料は区全体で共通に使う資料ということでその方針の資料でございます。ですから当委員会では、教育委員会の所管のものを重点的に御説明をさせてい

たきます。

1、調査経緯と理由でございます。平成20年6月18日、水曜日、杉並区立の小学校において、校舎屋上に設置していた天窓（トップライト）から児童が転落し、死亡するという重大な事故が発生しました。今後、このような事故が二度と起きることのないよう、天窓の形状にかかわらず、区有施設の状況把握と対策を講じるために調査を実施しました。ということでございます。

2の調査結果でございます。これは新宿区全体でございます。対象は167の建物、そのうち調査結果として28の建物で天窓に近づく状況であるということを確認したということですので。詳しくはまた後ほど説明させていただきます。天窓に近づく状況のものが危険ということでは何かしらの対応が必要だということでございます。

3の今後の対応でございます。調査結果により、施設の運用状況や設置箇所の利用状況を踏まえ、人が近づくことのできる天窓についてはすべてに警告表示を行うということでございます。プレートを作成して貼るという形をとるということでございます。また、施設利用者や児童が利用する位置にあるものについては柵などを早急に設置する。また、窓などを乗り越えれば近づく位置にあるものについては、窓などにストッパーを取りつける。さらに施設管理者による施設管理、注意義務の周知徹底を図り事故防止に努めるということでございます。

裏面でございます。裏面に設置状況の調査の一覧がございます。表の一番下が新宿区全体の建物の状況でございます。教育委員会の合計がその上でございます。教育委員会の所管の建物数は49、天窓を有する建物数が20、天窓箇所は61でございます。これは複数以上天窓があるところがあるからでございます。近づく建物数は12、そのうち箇所が37、近づけない建物数が8、箇所が24、こういうことでございます。学校関係等に関しましては、教師が子どもたちを引率して授業を行ったり活動したりする場所には天窓はないということで確認しております。

続きまして、教育委員会の細かい資料が最後の4ページ目でございます。最後のところに教育委員会の一覧表がございます。「天窓（トップライト）状況調査結果、要対策施設一覧（教育委員会）」でございます。これを見ていただきますと、教育委員会関係は窓などを乗り越えれば近づくというものがこの中では多くなっております。それに対しては窓にストッパーを取りつけるというような形で対応をするということでございます。それ以外に近づけるといふものもでございます。それに関しましては柵を設置したりとか室内の天井部に防護

柵を取りつける、いわゆる転落防止のための柵をするということでございます。

以上で報告6を終わります。

続きまして、報告7でございます。新宿西戸山中学校実施設計についてでございます。模型ができておりますので模型を前にお持ちします。その作業中も説明は続けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔 模型設置 〕

教育施設課長 まず、資料の方なのですが、1の計画概要についてということで別紙の1がございます。1枚開けていただきまして別紙1でございます。計画概要でございますが、敷地面積が約8,028平米でございます。構造・規模は鉄筋コンクリート造、地下1階地上5階でございます。建物の高さは最高のところで約19.9メートルでございます。建築面積約3,388平方メートルでございます。延べ床面積約9,988平方メートルでございます。解体工事はもう準備が始まっております、6月から始まりましてことしの12月までということです。建設工事予定期間は来年の平成21年6月から平成22年12月までです。開校が平成23年4月ということです。主要諸室は記載のとおりでございます。それから地域開放用の施設もこのようにございます。2の面積表はここに記載のとおりでございます。

続きまして2の実実施設計ということで実施設計の図面がその後についてございます。ただ、これに関しましては昨年度の基本設計について御説明いたしました。それから特に大きな変更というのはございません。ということで図面の説明は省略をさせていただきます。後は模型を見ていただきながら改めて新宿西戸山中学校のハード面の特色について申し上げたいと思います。特に資料はございませんので模型を見ながらということでよろしくお願いいたします。

まず、1番目が校庭でございます。校庭につきましては従前より広く確保しているということです。建物を東側、校庭を西側にということです。通常は小学校と中学校の間に仕切りネットをしておりますが、その仕切りネットをはずせば小学校と中学校が一体的に校庭を利用できるということでございます。それから小学校、中学校ともに人工芝ということです。

2番目が普通教室のことでございます。全普通教室を日当たりのよい南側の方、公園側の方に配置しているということでございます。3番目がアリーナ、屋内体育館についてでございます。校庭を広く確保するために地下1階に配置しております。そして東側でなく背面である北側にも採光窓を設け明るさを確保しており、スポット空調をしているということでございます。

あと、その他特色としましては最近の新しい学校には備わっていることですが、いわゆる地域開放用の施設が充実しているということです。それから各階ごとに学校開放用ゾーン、地域開放用ゾーンというのをできるだけ区分けするように動線等をしているということです。それから緑化に力を入れているということで接道部分、中庭、屋上等の緑化に力を入れているということです。以上のような特徴がございます。

資料に戻っていただきまして3番の現在の状況についてです。解体工事説明会、先月、6月26日、木曜日に開催いたしました。14人の方に参加していただいたということでございます。それから西戸山小と旧西戸山中の間の道路ですが、これは1学期の間、7月18日、金曜日までは通行が可能だということです。夏休みに入って19日の土曜日に通行止めということでございます。以後これは中学校の方に編入されますので使えないという形でいきます。

以上で報告7を終了させていただきます。

中央図書館長 それでは報告の8、図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入についてご報告申し上げます。導入の目的としましてはここに記載のとおり貸出処理の迅速化、自動貸出機の設置によるカウンター業務の省力化を図り、他の図書館サービスを充実していきたいということでございます。導入による効果でございますが、まず開館日の拡大、それから自動貸出機の設置によりプライバシーの保護の向上、それとセキュリティーゲートの設置による貸出未処理資料の持ち出しの防止及び所在不明資料の削減でございます。

システムの概要ですが、次のページをおめくりいただきます。システムの概要としまして、まず従来からの図書館情報システムと今回のICタグ、これに伴うシステム、こちらの方をまず連結をさせましてこの流れの中でいきますと、受付カウンター端末、それから事務用端末というものがございます。こちらの方で貸出の本をこの端末の設置するところに置きますと画面上にどういう図書が貸出をするのか、また貸出処理、こういったことができるようになっていきます。これは同様に自動貸出機でも無人の自動貸出機のもとでできるということでございます。それから曝書、いわゆる特別図書整理のときに蔵書点検、こういったときの端末を設置します。それから最終的に館外へ出て行くときにセキュリティーゲートを設置いたしまして貸出処理がされていない場合にはアラームの表示がされる、こういうようなシステムでございます。

最初のページにお戻りいただきまして、ちょう付等のスケジュールということですが、これにつきましては別紙の2のA3サイズのスケジュール表を御覧いただきたいと思っております。最初に訂正をさせていただきたいのですが、右上の方に教育委員会経営会議資料となっております。

りますが、これは教育委員会。それから平成20年6月17日につきましては、7月4日ということ御訂正させていただきたいと思います。内容につきまして御説明を申し上げます。

最初に9月までICタグの運用関連プログラムの開発を行います。それに伴いまして9月以降、ICタグのちょう付作業を実施してまいります。最初に中央図書館から入るわけですが、中央図書館につきましては閉架書庫と開架書庫がございますので、閉架書庫につきましては開館しながらちょう付作業を行っております。開架書庫につきましてはここに記載のとおり9月18日から8日間、このような形でちょう付作業、それからまた、いわゆる曝書といわれる特別図書整理を実施したいと思います。この作業が中央、中町、鶴巻、北新宿、西落合、四谷、角筈、大久保、戸山という形で12月中旬まで続きます。1月以降につきましてはそこに凡例としてありますけれども、例えば1月8日の木曜日、これは特別図書整理日でございますが、この休館日に角筈と大久保について自動貸出機、セキュリティーゲート、これらの設置工事を行います。同様に13日、それから19日、26日、それぞれ各図書館におきましては自動貸出機とセキュリティーゲートの設置工事を行います。2月3日にはICタグ及び自動貸出機を稼働しまして運用開始という予定であります。

それから最初の資料の6番の方を御覧いただきたいと思います。今回の図書館資料用ICタグにつきましては、97万1,000枚、これを初期導入ということで用意いたします。図書用に92万8,500枚、CD/DVD用に3万7,000枚、ビデオ用に5,500枚が内訳でございます。それとICタグリーダーライター、これは先ほどの別紙1のシステムの概要を御覧いただきますと、受付カウンター端末、それから事務用端末となっております。こちらの方のこれがICタグリーダーライターということでそれぞれ中央に21台、四谷図書館に7台、鶴巻に6台、ほかの各館に5台ということで計64台用意いたします。それから自動貸出機につきましては13台、内訳は表記のとおりでございます。それから(4)番目にセキュリティーゲートでございますが、こちらについてはゲートは11台、内訳の中で戸山だけ2台になっておりますのは、これは車いす用の出入口がございますので、そこ通常階段の出入口ということで2カ所に設置するものでございます。ICタグについては以上のとおりでございます。

続きまして報告の9でございます。「地域図書館(戸山・北新宿・中町)の指定管理者の募集について」でございます。これにつきましては第2回の区議会定例会におきまして図書館条例の改正が実施されまして、それに基づきまして今回、指定管理者の募集を行うものでございます。21年度から導入するこの3館につきましては20年度中に準備行為として指定管理者となるべき団体を募集いたします。この目的でございますが、こちらに記載のとおりで

ございますが、民間事業者やNPO法人等の能力を活用することによりまして区民・利用者満足度の高い図書館運営を行うとともに、経費の縮減を図ることを目的としております。

この制度導入による効果としまして、まず、最初に民間事業者等の経営ノウハウを活かした図書館サービス事業の展開。1つには業務要求水準書による図書館サービス、それから2番目としまして業務要求水準書を満たした上で、さらに地域の特性や利用者ニーズを踏まえた新たな図書館サービス、こちらの提案を求めるものでございます。それから2番目に、柔軟な人的配置による開館時間の拡大、これは具体的には午前10時開館が午前9時開館となる予定でございます。それから3番目としまして、司書有資格者や専門的な人材の確保による利用者満足度の向上でございます。

それから導入方法・指定期間等でございますが、21年度から順次23年度にかけて実施いたします。こちらの下の方に記載しておりますけれども、21年度、22年度、23年度、それぞれ戸山・北新宿・中町・四谷・角筈・大久保・鶴巻・西落合とこのような順番で実施する予定でございます。最終的には平成26年3月31日で一応の一定の期間を定めて、その後26年4月に地域館8館の指定管理者の選定期間を統一するという予定でございます。

それから2番目にこちらの今回の募集につきましては各館単位の公募を実施する予定であります。募集方法としましては一般公募ということで新宿広報、図書館ホームページ、区立図書館各館、こちらの方に掲示して募集を行います。

裏面でございます。選定委員会でございますが、これにつきましては9名、そのうち外部委員が7名、内部委員が2名ということで内訳はそこに記載のとおりでございます。スケジュールでございますが、募集要項、業務要求水準書等の配布で募集を開始いたしますのが7月11日から、この間に質疑応答、それから応募予定者への説明会、施設見学会を実施する予定でございます。応募の締切は8月12日、それと選定委員会による選定作業でございますが、第一次の選考会議が8月25日、第二次の公開プレゼンテーションを伴う選考会議が8月29日及び9月1日でございます。6番目の教育委員会への報告としまして11月定例会を予定しております。7番目でございますが、20年の第4回定例会、こちらの方で付議し、最終的には21年4月から本協定締結、それから指定管理者による管理運営への移行というように考えております。

それから3点ほど御報告申し上げますが、利用料金制度、こちらについては今回、利用料金収入が見込まれる事業がないということで、この制度の導入はいたさない予定でございます。それから指定管理者の評価につきましては、別に定める評価委員会を設置して実施する

予定であります。それから最後に、管理業務等の報告の聴取と指定の取消ということでございますが、指定管理者が入る指定図書館の管理の適正を期するために、指定管理者に対して管理業務等について報告を求め、実地に調査し、必要な指示を行います。これらの指示に従わないときまたは指定管理者による業務の継続が困難と認められる場合は、指定の取消または業務の全部もしくは一部の停止命令を行うことができるということでございます。

以上、報告9について報告いたします。

教育指導課長 私から10番、11番について御報告申し上げます。

まず、報告10でございますけれども、西早稲田中学校の安藤副校長でございますが、5月中旬よりお休みをしております、その後6カ月間の病欠の診断書が出てございます。そこで7月1日に狛江市立狛江第一中学校の古谷野悦夫主幹教諭が新たに副校長として発令をされてございますので、副校長かわりましたので今後ともどうぞよろしく願いたいと思います。

11番でございます。教科書展示会等でございます。今年度も例年どおり法定展示を行いました。また先ほど御協議いただきました一般図書だけではなく今年度は小学校の教科用図書の採択もございますので、東京都になった特別展示会も今年度行ったところでございます。そしてそれらの教科書展示会が昨日をもってすべて終わりましたので、これについてちょっとだけ御報告申し上げます。

教科書展示は中央図書館、そして教育委員会の4階教育室、廊下のところ、そして教育センターの3カ所で行ったところでございますが、この間、合計173名の方がおいでくださいました。主な意見といたしましては、「最近の教科書は随分カラフルになった」、「いろいろな教科書がつけられている」、「昔より教科書が薄くなったようだ」、「絵が多くなった、こんなに文字が少なくてよいのでしょうか」と、このような意見もいただいたところでございます。なお、教科書展示会が終わりまして今現在の教科書採択にかかわる審議委員会等々の進捗状況でございますけれども、先ほど御協議いただきましたとおり一般図書につきましては答申があったというところでございまして、小学校の方は当初7月17日の日に答申をいただく予定でございましたけれども、順調に審議が終わっておりますので来週7月11日の臨時教育委員会のときには答申をいただける運びになると思いますので、口頭でございましてけれどもそのことについての御報告申し上げます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。報告1について、御質疑のある方はどうぞ。

羽原委員 議会だから我々は特に言うべきではないけれども、ちょっと感想として9ページ目の諸物価高騰に伴う食材、この給食費を上げるか上げないか、これは何だかわかったようなわからないような答弁で、こういうのは生活密着型のことであるから当面上げないというなら、もうちょっとすっきり言うか、こういう変動要素があるなら再考しなければいけないとか、やっぱりもうちょっと親切な答弁、簡単にいうと教育長がいないから言っているみたいで恐縮ですが、やっぱりちょっと官僚答弁にすぎると。何か上げる含みがあるならこれでもいいのですが、当面上げないというならもうちょっとすっきりした日本語が親切ではないかと思いますが、特に補足答弁は不用であります。

それから学校給食の残菜処理の問題、質問がそれだから残菜のことで限定的に言っていることはいいけれども、ただこの基本は残さずに食べるということが教育の本旨であるはずであるから、この残りをどう処理したという答弁はこれは当然質問だから必要であるが、残さないような教育をとるところを一言まず前提として言った方がいいんじゃないかなと、生活密着型では何かこう、僕はそう思います。答弁も何も要りません。

木島委員長 ほかにございませんか。

ほかに御質問がなければ次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 これは去年の評価で、またことしは業者の方もかわっているんで、この評価をどう活かすかというようなことはストレートに難しいところはあると思うのですが、ただ、6ページのところでの項目でいうと、一般利用者の利用に関することということがCで、多分それとの連動で収支状況もCという評価になっていると思うんですね。9ページのところで一般利用者の利用に関することでやはりなぜCかということと利用者の拡大というようなところだと思うのですが、あと自主事業が余り効果がなかったと、これはやはり今年度の部分も同じような傾向が予測されると思うのですけれども、その辺についてはどのように今年度考えておりますか。

教育政策課長 今、御指摘いただいたように今回の業者さんはシンワからかわってフジランドというところで、これは健康村の指定管理を受けているところと一体でございますので、ひとつどういうサービスを特に一般区民向けに出すかといったところで、まず1つは、ことしから始めているのは生涯学習財団レガスへ掲載記事を書かさせていただきます。そこからの周知もひとつ考えてございます。また、健康村と女神湖との送迎のサービスもしたいというところが1つ。それから自主事業はかなり多くのものを出してきてございますので、それは健康村と余りかわらないような実態で展開をする予定になってございます。それからこれ

は秋、特に閑散期といわれる時期を中心に新宿からのバス利用なども含めて対応を今年度考えてございますので、特に一般利用客の増を目指す努力として一定の事業計画は出てございます。我々区としてもそれについては十分協議を重ねた上で集客数の増大につなげる努力をしていきたいというふうに思っております。

木島委員長 ほかに御質問がなければ、次に報告3について御質疑のある方はどうぞ。

こういうことというのはこれから特に夏期休暇ということにぶつかりますので、より少ないことを希望しますけれども。

特に御質問がなければ報告4について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 個人情報の保護という観点からはこういう事故ということはあってはならないことだと思うのですが、ただ、やはりこれを持ち出したということは、やっぱり自宅で執務をするとかそういう必要性がもしあったというようなことであるとすると、やはり従来教育委員会の方でもなるべく教師の事務とかそういうものの負担軽減というような形で教師本来の仕事をさせようというようなことができないかと、多分議論をしていると思うのですけれども、やはりその辺のところに結びつけた形でのことももうちょっと考えてもよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育指導課長 今回本当にこういうことが起きまして、私どもとしても本当に多々反省をしたところでございます。大きく2つございまして1つとしては常日ごろより校長会を通して全教職員一人一人にあまねく個人情報の持ち出しがないようにと、そんな徹底をしていきたいと思ったところでございますけれども、やはりなかなか一人一人までには徹底が難しかったということ。もう1点としては、今御指摘いただいたとおり実際には教職員にはまだ一人一人のパソコンが提供できていないといったところもございまして。本当にこの事務軽減ということは喫緊の課題でございますので、その軽減の内容等含めて一人一人にどうにかパソコンを提供できないか。それによって事務処理をできるだけ早くこなすようなことはできないかということで、今現在鋭意事務局の方で検討をしております、次年度に向けて予算要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

教育政策課長 ちょっと今のものに補足でございますが、1つは教員の多忙感ということもありまして、学校現場にいろんな調査もの等依頼がきます。やっぱり事務職の方が1名ないしは2名ということで、学校現場というのはほかの区の出先機関とは実態が違いますので、十分学校現場に負担がないように事務処理自体もどうあるべきかといったところを今学校現

場の先生や事務職も入れて検討をさせていただいてございます。そういったところでしっかりと事務処理ができるということ。

それから十分事務処理についても問題がないようにするということが前提ですから、そういったところを含めて対応をとっていきたいと思ってございます。パソコン等についてもその点一定の今の利用されている実態等も調査をした上で今後そのあたりのITの整備をどうしていくかといったことも含めて検討をさせていただきたいと思います。

木島委員長 確かに以前から教員のいわゆる事務の仕事量を減らすように何とか工夫していただきたいということも申し上げておるので、こういうところのことからもそういう努力を今後も一層していただきたいと思います。

ほかに御質問がなければ、次に報告5について御質疑のある方はどうぞ。

これはそういうことでよろしいですね。

次に、報告6について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか、天窓だけではなくてこれからはやっぱり夏に向かいますのでプール等の排水口の問題等についても十分点検をしていただきたいと思います。

それでは、次に報告7について御質疑のある方はどうぞ。

ここに立派なものがあって、今までなかった実際のモデルを見せてもらいましたけれども、これはこちらから見ると右手の方が電車側ですか、それともこちら側ですか。小学校はこちら側ですね。

教育施設課長 こちら側です。それで校庭が一体化すると、電車はこちら側です。

木島委員長 これは屋上がプールですか。

教育施設課長 はい、屋上はプールになっております。いわゆる下側の方の都営住宅側の方のところに、水色になっているのがプールでございます。

木島委員長 先ほどちょっと話題に出たのですけれども、都営のいわゆる前に建つ建物ですね、マンションですか、それが都営住宅の上からプールがのぞけると問題になるかという話があるのですが、それはいかがですか。

教育施設課長 まず、プールのところの固定の仕切りは高さが3.6メートルございます。それによって一定の目かくしというのはできるというふうに考えています。さらに都営住宅も高いですから上からというような問題もありますので、その先に例えば可動式の目かくしとかその辺のところをどうするか、これは斜線の問題とかがありまして固定式はもうこれ以上の高さ3.6メートル、それ以上は無理だということになっていきますので、その先にどうい

ふうに対応するか、またはどういうのがいいかということについてはこれから検討をしていく必要があるというふうに総務部の施設課ともしているというような段階でございます。

木島委員長 本当に変わった趣味があるというとなんでもないのがあるとなると、常識ではいろいろと考えられないことが起こるので、そういうことも考えなければいけないのかなと思いますけれども、大変立派な模型を見せていただくとさぞかし立派な中学校が建つのかなと想像いたします。

それでは、報告8について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

それでは、次に報告9について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

次に、報告10について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

次に、報告11について御質疑のある方はどうぞ。

これは教科書の内容といっても絵が多いとか写真が多いとかということですがけれども、文章の内容とかそういうことについてのそういう質問とかはありませんでしたか。

教育指導課長 今回は特にいただかなかったです。前回と教科書はかわっていないということで若干人数も前回よりは御覧になられた方も少なかつたようございまして、特にございませんでした。

木島委員長 よろしいでしょうか。

報告12 その他

木島委員長 ほかに御質問がなければ本日の日程で報告12、その他となっておりますが、事務局から報告事項がほかにありますでしょうか。

教育政策課長 恐れ入ります、その他事項ということで先ほどの件に関することの補足で1つ教育施設課、それから中央図書館から1件ございまして、2件よろしく願いいたします。

教育施設課長 先ほど天窓の報告をいたしましたけれども、ただいま区長部局の方の調査状況の方の訂正が入りましたので申し上げます。

報告6の2ページ目の天窓のトップライトのところですが、環境清掃部のところが天窓の箇所が4になっていますが、それが3という訂正が入りました。それから都市計画部の方が13になっていますが、それが12だという訂正がただいま入りました。そうしますと区長部局

の合計、天窓の箇所合計数が111になります。そうすると一番下の合計ですが、174ですが、それが172というそういう訂正がただいま入りましたので、御報告申し上げます。

木島委員長 はい、わかりました。

中央図書館長 中央図書館の中の3階に喫茶室がありますが、そこに売店が従来からございました。こちらの方が6月末をもって引き上げるということになります。7月1日からは今無人の状態であります。同時に自動販売機も撤去されておりますが、これにつきましては今後障害者団体と協議いたしまして自動販売機を置けるような形で、また、なおかつ人の手配ができるかどうかその辺も検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

木島委員長 はい、わかりました。今の報告2件の件についてどなたか御質問ございますか。

図書館の喫茶室とか自動販売機、これはこれから夏に入りますとやっぱり脱水なんかの問題がありますから早急に解決をしていただきたいと思います。

閉 会

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3時37分閉会